

2024年10月

お客さま 各位

預金規定改正のお知らせ

青梅信用金庫

当金庫では、2024年12月1日より「普通預金規定」「無利息型普通預金規定」「総合口座取引規定」「総合口座取引規定（普通預金無利息型）」を改正します。改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改正する規定

- ・普通預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・総合口座取引規定（普通預金無利息型）

2. 改正概要

- ・長期間お取引のない口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設いたしました。
- ・改正する規定に「未利用口座管理手数料」に関する条項を追加しております。詳細につきましては、当金庫ホームページにおける『「未利用口座管理手数料」新設について』および、下記、新旧対照表をご確認いただきますようお願い申し上げます。

3. 改正日

2024年12月1日（日）

以上

普通預金規定 新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
<p>1～20 (省 略)</p> <p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「口座管理手数料」といいます。)をいただきます。</p> <p>① 普通預金口座(無利息型普通預金および総合口座を含みます。)であること。</p> <p>② 最後の預入れまたは払戻し(利息の組入れおよび口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。</p> <p>③ 残高が1万円未満であること。</p> <p>④ 同一支店内の同一お客さま番号において、預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託・保険)、出資および融資(カードローンを含みます)のお取引がないこと。</p> <p>(2) 前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。(ご案内文書が延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)</p> <p>(3) ご案内文書送付後、一定期間(2ヵ月)経過後にもお取引がない場合には、該当口座から払戻請求書等によらず、口座管理手数料を引落します。翌年以降も同様に当該口座の未利用の状態が継続する場合、ご案内文書を送付することなく、口座管理手数料を引落します。口座管理手数料の徴求月は対象のお客さまごと月単位で個別に設定させていただき、年度ごと対象月の15日(15日が休日の場合は翌営業日)に引落します。</p> <p>(4) 口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を口座管理手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合口座管理手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別に通知することなく、当該口座を解約することができるものとします。</p> <p>(5) 未利用口座の解約に伴って生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(6) ご負担いただいた口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。</p> <p>22. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024年12月1日現在)</p>	<p>1～20 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>21. (同 左)</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(2022年11月1日現在)</p>

無利息型普通預金規定 新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
1～20 (省 略)	1～20 (省 略)
<p>21. (未利用口座管理手数料)</p> <p><u>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「口座管理手数料」といいます。)をいただきます。</u></p> <p>①普通預金口座(無利息型普通預金および総合口座を含みます。)であること。 ②最後の預入れまたは払戻し(口座管理手数料の引落しは除きます。)から 2 年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。 ③残高が 1 万円未満であること。 ④同一支店内の同一お客さま番号において、預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託・保険)、出資および融資(カードローンを含みます)のお取引がないこと。</p> <p><u>(2) 前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。(ご案内文書が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)</u></p> <p><u>(3) ご案内文書送付後、一定期間(2 ヶ月)経過後にもお取引がない場合には、該当口座から払戻請求書等によらず、口座管理手数料を引落します。翌年以降も同様に当該口座の未利用の状態が継続する場合、ご案内文書を送付することなく、口座管理手数料を引落します。口座管理手数料の徴求月は対象のお客さまごと月単位で個別に設定させていただき、年度ごと対象月の 15 日(15 日が休日の場合は翌営業日)に引落します。</u></p> <p><u>(4) 口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を口座管理手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合口座管理手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別に通知することなく、当該口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(5) 未利用口座の解約に伴って生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(6) ご負担いただいた口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>22. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024 年 12 月 1 日現在)</p>	<p>21. (同 左)</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(2022 年 11 月 1 日現在)</p>

総合口座取引規定 新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
1～19 (省 略)	1～19 (省 略)
<p>20. (未利用口座管理手数料)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「口座管理手数料」といいます。)をいただきます。</p> <p>①普通預金口座(無利息型普通預金および総合口座を含みます。)であること。</p> <p>②最後の預入れまたは払戻し(利息の組入れおよび口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。</p> <p>③残高が1万円未満であること。</p> <p>④同一支店内の同一お客さま番号において、預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託・保険)、出資および融資(カードローンを含みます)のお取引がないこと。</p> <p>(2) 前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。(ご案内文書が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)</p> <p>(3) ご案内文書送付後、一定期間(2ヵ月)経過後にもお取引がない場合には、該当口座から払戻請求書等によらず、口座管理手数料を引落します。翌年以降も同様に当該口座の未利用の状態が継続する場合、ご案内文書を送付することなく、口座管理手数料を引落します。口座管理手数料の徴求月は対象のお客さまごと月単位で個別に設定させていただき、年度ごと対象月の15日(15日が休日の場合は翌営業日)に引落します。</p> <p>(4) 口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を口座管理手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合口座管理手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別に通知することなく、当該口座を解約することができるものとします。</p> <p>(5) 未利用口座の解約に伴って生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(6) ご負担いただいた口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。</p>	
<p>21. (規定の変更)</p>	<p>20. (同 左)</p>
<p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(1)～(3) (同 左)</p>
<p>(2024 年 12 月 1 日現在)</p>	<p>(2022 年 11 月 1 日現在)</p>

総合口座取引規定(普通預金無利息型) 新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
<p>1～19 (省 略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下「<u>口座管理手数料</u>」)といたします。</p> <p>① <u>普通預金口座(無利息型普通預金および総合口座を含みます。)</u>であること。</p> <p>② <u>最後の預入れまたは払戻し(口座管理手数料の引落しは除きます。)</u>から 2 年以上、一度も預入れまたは払戻しが<u>ないこと。</u></p> <p>③ <u>残高が 1 万円未満であること。</u></p> <p>④ <u>同一支店内の同一お客さま番号において、預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託・保険)、出資および融資(カードローンを含みます)のお取引がないこと。</u></p> <p>(2) <u>前項のすべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。(ご案内文書が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。)</u></p> <p>(3) <u>ご案内文書送付後、一定期間(2 ヶ月)経過後にもお取引がない場合には、該当口座から払戻請求書等によらず、口座管理手数料を引落します。翌年以降も同様に当該口座の未利用の状態が継続する場合、ご案内文書を送付することなく、口座管理手数料を引落します。口座管理手数料の徴求月は対象のお客さまごと月単位で個別に設定させていただき、年度ごと対象月の 15 日(15 日が休日の場合は翌営業日)に引落します。</u></p> <p>(4) <u>口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、その残高を口座管理手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により当該口座を自動的に解約させていただきます。この場合口座管理手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。なお、解約にあたっては、個別に通知することなく、当該口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>(5) <u>未利用口座の解約に伴って生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(6) <u>ご負担いただいた口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。</u></p> <p>21. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024 年 12 月 1 日現在)</p>	<p>1～19 (省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>20. (同 左)</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(2022 年 11 月 1 日現在)</p>